

改正

平成24年2月29日要綱第50号

平成25年3月1日要綱第15号

平成26年9月16日要綱第46号

平成28年4月1日要綱第55号

令和3年3月30日要綱第11号

令和5年4月1日要綱第35号

令和7年4月1日要綱第 号

坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、市が交付する坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において「住宅」とは、併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含み、一戸建てまたは長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法および建設大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

2 この要綱において「耐震対策」とは、住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修および耐震シェルター設置工事をいう。

3 この要綱において「耐震診断」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者(建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者または建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。)が行う住宅の地震に対する安全性の評価(ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準(令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)を含む。)に基づく検証を含む。)をいう。

(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの

(2) 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年度国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添第一に示す計算によるもの

(3) 前2号に掲げるもののほかこれらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

4 この要綱において、「耐震改修工事」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的として、原則として、県内に営業所を有する事業者が施工する補強または改修の工事をいう。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条および第20条の規定に適合するように行われるもの

(2) 基本方針別添第二に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほかこれらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

5 この要綱において、「簡易耐震改修工事」とは、耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点が0.7以上1.0未満と判断されるように耐震性を高める工事をいう。ただし、原則として県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強または改修工事に限る。

6 この要綱において、「耐震シェルター設置等工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動および衝撃に対して倒壊し、もしくは崩壊する危険性が高いと評価されたもの、または危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊等から生命を守るための装置（耐震シェルターおよび耐震ベッドをいう。）で香川県知事の認めるものを設置する工事をいう。

7 この要綱において、「耐震改修工事等」とは、耐震改修工事、簡易耐震改修工事および耐震シェルター等設置工事をいう。

8 この要綱において、「省エネ基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

9 この要綱において、「ZEH水準」とは、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

（補助対象住宅）

**第3条** 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(2) 市内の存する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。

ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (3) 耐震改修工事については、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動および衝撃に対して倒壊し、もしくは崩壊する危険性が高いと評価され、または倒壊する危険性があると評価されていること。
- (4) 補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (5) 耐震改修工事については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。
- (6) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (7) 耐震診断については、この要綱に基づき耐震診断を過去に行っていないこと。
- (8) 耐震改修工事等については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅の所有者または住宅の所有者から承諾を得た者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 市税を完納していること。

(補助の対象および補助金の額等)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費（耐震改修工事等には実施設計費用を含む。）とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を予算の範囲内で交付する。ただし、当該交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額または103,500円のいずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 補助対象経費または1,150,000円のいずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費または575,000円のいずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費または230,000円のいずれか少ない額

3 補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる書類を添えた坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、当該年度の1月

末日までに、市長に提出しなければならない。

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

3 申請者は、補助金の受領を耐震診断および耐震改修工事等を行った事業者（以下「耐震事業者」という。）に委任することができる。この場合において、申請者は、第1項の申請書に事業実施に係る補助金の代理受領の委任状および同意書（様式第1号の2）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定に、条件を付することができる。

（補助金の交付の条件）

**第8条** 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 補助事業の内容を変更する場合においては、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

（2） 補助事業を中止する場合においては、速やかに坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。

（3） 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

**第9条** 申請者は、事業が交付申請に付された期日までに完了しない場合は、市長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

**第10条** 申請者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、別表第3に掲げる書類を添えた坂出市民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

**第11条** 市長は、前条の完了実績報告書の提出があった場合はその内容を審査し、必要に応じて現

地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 申請者が、補助金の請求をするに当たり、その受領を耐震事業者に委任する場合には、前項の請求書に、確定通知を受けた補助金の代理請求および代理受領委任状（様式第10号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

**第12条** 市長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、申請者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

**第13条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、事業採択後に実施設計に着手した場合は、この限りでない。
- （5） この要綱およびこの要綱の規定に基づく市長の指示または命令に違反したとき。
- （6） 補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7） 補助事業の遂行が困難となったとき。

（補助金の返還）

**第14条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の保管）

**第15条** 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておかなければならない。

（立入検査等）

**第16条** 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対し

て報告を求め、または当該職員にその物件を検査させ、もしくは質問させることができる。

(委任)

**第17条** この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 坂出市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成22年坂出市要綱第8号）は、廃止する。

**付 則**（平成24年2月29日要綱第50号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則**（平成25年3月1日要綱第15号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**付 則**（平成26年9月16日要綱第46号）

この要綱は、平成26年9月16日から施行する。

**付 則**（平成28年4月1日要綱第55号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則**（令和3年3月30日要綱第11号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**（令和5年4月1日要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**付 則**（令和7年4月1日要綱第 号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**別表第1**（第2条関係）

耐震診断技術者に求められる講習

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者または、耐震改修技術者養成のための講習</li><li>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</li><li>(3) その他香川県知事が認める講習</li></ol> |
|---|

別表第2（第6条関係）

申請時に必要な書類

区分	書類
耐震診断	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）※建築年が昭和56年の場合、住宅の登記事項証明書，その他住宅の建築年月が確認できる書類を添付すること。</li> <li>2 納税証明書</li> <li>3 所有者以外の者による申請の場合は，所有者の承諾書</li> <li>4 既存住宅に係る設計図書               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取図</li> <li>(2) 配置図および各階平面図</li> <li>(3) その他耐震診断の内容が確認できるもの</li> </ol> </li> <li>5 耐震診断に係る見積書の写し</li> </ol>
耐震改修工事等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）※建築年が昭和56年の場合、住宅の登記事項証明書その他住宅の建築年月が確認できる書類を添付すること。</li> <li>2 納税証明書</li> <li>3 所有者以外の者による申請の場合は，所有者の承諾書</li> <li>4 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取図</li> <li>(2) 配置図および各階平面図</li> <li>(3) その他耐震診断の内容が確認できるもの</li> <li>(4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断者が行ったもの）</li> <li>(5) 基本方針別添第2に示す計算を行ったものは，耐震改修工事等に係る構造詳細図</li> <li>(6) その他耐震改修工事等内容が確認できる図書                    ※N値計算書を想定</li> </ol> </li> <li>5 耐震診断報告書（様式第8号）</li> <li>6 耐震改修工事等に係る見積書の写し</li> </ol>

	<p>7 建築基準法第6条および第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し (建築確認が必要な場合に限る)</p> <p>※本要綱に係る耐震診断の補助を受けた者は、上記1, 2, 4(1), 5は省略することができる。</p>
--	---

**別表第3 (第10条関係)**

完了時に必要な書類

区分	書類
耐震診断	<p>1 坂出市民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書 (様式第8号)</p> <p>2 配置図および各階平面図 (建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項)</p> <p>3 耐震診断に係る業務委託約契約書の写し</p> <p>4 耐震診断に要した費用の領収書の写し</p> <p>5 調査等の状況写真 (2～3枚程度)</p>
耐震改修工事等	<p>1 坂出市民間住宅耐震対策支援事業耐震改修工事等結果報告書 (耐震診断技術者が行ったもの) (様式第9号)</p> <p>2 耐震改修工事等に係る請負契約書の写し (耐震シェルター等設置工事を除く。)</p> <p>3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し (代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書)</p> <p>4 補強または改修工事等の施工写真 (改修前後が判明できる写真) および必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</p> <p>5 交付申請時における改修場所、工法等に変更がある場合は、それらが分かる平面図等</p> <p>6 建築基準法第7条および第7条の2の規定に基づく検査済証の写し (建築確認を受けた建築物に限る。)</p>



年 月 日

坂出市長 殿

申請者 住所  
氏名

印

### 坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付申請書

坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付対象事業	耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事・耐震シェルター等設置工事		
所在地			
住宅の所有者 ※1	(住所) (氏名) (電話番号)		
住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅（住宅の床面積	㎡）
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 長屋	
建築年	年（ 月） ※2		
補助対象経費	金 _____ 円（税込み・税抜き） （うち実施設計費等 金 _____ 円） ※改修工事等の場合に限る		
構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
規模	建築面積	㎡	延べ面積
	敷地面積	㎡	地上 階、地下 階
事業完了予定 年 月 日	年 月 日		
ZEH水準の 省エネ性能	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事等に合わせてZEH水準を満たす	<input type="checkbox"/> 無
施工者等（予定）		受 付	
備考 （増築年月日等）			

住民基本台帳または税等関係情報の記録を調査することに同意します。

建築基準法に基づく規定に違反している事項はありません。

【今回の申請に係る交付対象事業が事業用の場合は、下記にチェックしてください。】

交付対象事業に要する経費に係る消費税額については、消費税額および地方消費税額の仕入税額控除を

行います（補助対象経費は税抜き） 行いません（補助対象経費は税込み）

（注意事項）

※1 申請者と同一の場合は、電話番号のみ記入とする。

申請者が所有者と異なる場合は、所有者との関係が分かる書類（所有者の承諾書等）を添付すること。

※2 建築年が昭和56年の場合は、月まで記入すること。

### 事業実施に係る補助金の代理受領の委任状および同意書

坂出市長 殿

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 \_\_\_\_\_

私は、補助事業を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者委任します。

記

会社名	
代表者名	
所在地	
私は、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。	

殿

坂出市長

印

## 坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

### 記

- 1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助対象経費 耐震診断  
耐震改修工事  
簡易耐震改修工事  
耐震シェルター等設置工事
- 3 補助金交付決定通知番号 \_\_\_\_\_ 年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号
- 4 交付の条件は次のとおりとします。

(1) この事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) この事業が 年 月 日までに完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

坂出市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

### 坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記事業について、当該交付決定の額およびその内容を変更したいので、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により、事業の変更を承認くださいますようお願い書類を添えて申請します。

#### 記

1 前回交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

変更交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業完了予定日 年 月 日

3 変更の理由

4 添付書類 別添のとおり

坂出市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

## 坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付中止承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記事業について、次のとおり中止したいので、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第8条第2号の規定により、事業の中止を承認くださいますよう申請します。

### 記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の中止の理由

坂出市長 殿

申請者 住所  
氏名

印

## 坂出市民間住宅耐震対策支援事業

### 完了実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて実績報告します。

記

1 補助金交付決定額および精算額

補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

補助金精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の実施期間

自

年 月 日

至

年 月 日

3 添付書類

別添のとおり

殿

坂出市長

㊟

## 坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付額確定通知書

坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、補助金の額が確定したので、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助対象経費 耐震診断  
耐震改修工事  
簡易耐震改修工事  
耐震シェルター等設置工事
- 3 補助金交付決定通知番号 \_\_\_\_\_ 年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号





坂出市民間住宅耐震対策支援事業  
耐震診断報告書

坂出市長

殿

耐震診断技術者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 資 格 ( ) 級建築士 \_\_\_\_\_  
 登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_  
 事務所名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日に実施した下記住宅の耐震診断の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

記

住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の建方	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 長 屋
建物所在地		
建物所有者		
診 断 結 果		

※建築基準法に基づく主な規定（都市計画区域外の地域は、第20条の規定のみ確認すること。）

第20条 構造耐力	<input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第43条 敷地等と道路との関係	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第44条 道路内の建築制限	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第52条 容積率	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第53条 建ぺい率	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第55条 建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第56条 建築物の各部分の高さ	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である

坂出市民間住宅耐震対策支援事業  
耐震改修工事等結果報告書

坂出市長 殿

耐震診断技術者（耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者）

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_（ ）級建築士

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

事務所名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日に実施した下記住宅の耐震改修工事の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

記

住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 長 屋
建物所在地		
建物所有者		
改修工事後の構造耐力		

坂出市民間住宅耐震対策支援事業  
代理請求および代理受領委任状

坂出市長 殿

年 月 日付け第 号にて補助金額の確定通知を受けた標記事業に係る補助金（金 円）の請求および受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者（申請者） 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

住 所 \_\_\_\_\_

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（耐震事業者）住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟

※お願い

・委任者の方へ

この委任状は、補助金額確定後に受任者へお渡してください。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入・押印のうえ、「請求書（第7号様式）」と併せて提出してください。